会計検査 不当事項事案集

令和7年1月31日 環境省環境再生·資源循環局廃棄物適正処理推進課

目 次

頁番号	項目
3	はじめに
4~5	近年の決算検査報告における不当事項
6~8	①交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定
9~11	②諸経費率の算定等の誤り
12	③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかった
13	その他の指摘事項

はじめに

市町村等が一般廃棄物処理施設を整備する際、環境省では、一定の要件を充たす施設については、「循環型社会形成推進交付金等」(以下「交付金等」)により、財政的な支援を行っています。

一方で、交付金等の執行については、「決算検査報告」において、近年、類似の指摘を受ける状況が継続しており、環境省としては、このような事態を改善し、適正な予算執行を確保することが必要不可欠と考えています。

このため、環境省において「決算検査報告」で指摘を受けた内容を整理し公表することで、市町村等が交付金等の執行に際して、本資料を確認するとともに、不明点などを都道府県や環境省にあらかじめ確認することで、類似の指摘を受けることを防止し、適正な執行に努めていただくようお願いするものです。

また、改定した「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の参考資料として「循環型社会形成推進交付金事業チェックリスト(会計検査院チェックリスト)」を追加しており、本チェックリストも活用し、適正な交付対象金額の算出及び審査に努めていただきたい。

近年の決算検査報告における不当事項

令和5年度決算検査報告

- ●補助の対象とならないなどのもの 3件 不当と認める国庫補助金 110百万円 循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない設備等の 整備に要した費用を含めていたこと、また、現場管理費等の算定が適切でなかったことから、交付金が過大に交付されていたもの
- ●工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 13百万円 循環型社会形成推進交付金事業において、整備した施設のプラント設備の架台、歩廊等 の落雷対策に係る設計が適切でなかったもの

令和4年度決算検査報告

- ●補助の対象とならないなどのもの 3件 不当と認める国庫補助金 63百万円 循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備 に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったなどのため交付金が過大 に交付されていたりしていたもの
- ●補助金が過大に交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 38百万円 循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費の算定が適切でなかったため交付金が 過大に交付されていたもの
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)において、鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

近年の決算検査報告における不当事項

令和3年度決算検査報告

●補助の対象とならないなどのもの 4件 不当と認める国庫補助金 102百万円

循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない建築物等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたりしていたもの

令和2年度決算検査報告

●補助の対象とならないなどのもの 4件 不当と認める国庫補助金 300百万円 循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に交付の対象とならない設備等 の整備等に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過 大に交付されていたりしていたもの

近年の決算検査報告において循環型社会形成推進交付金等に係る不当事項とされた内容は主に以下のとおりであり、次頁以降で各事案について詳細を紹介する。

- ①交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定
- ②諸経費率の算定等の誤り
- ③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかった

①交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定

○交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定交付金を申請していたとして指摘を 受けた事例は、以下の通り、大きく2つに分類できる。

(1)取扱要領で規定していない経費を算入

- 整備する施設の種類により交付対象となる設備が異なるため、整備する施設に おける交付対象設備をしっかりと確認することが重要。
- 交付対象設備は「循環型社会形成推進交付金取扱要領(以下「取扱要領」という。)」などで規定しており、交付申請などに際しては、これらをあらかじめ確認すること(環境省HPに掲載)。
- ■「廃焼却施設解体費」や「用地費及び補償費」など具体的な交付対象範囲が取扱要領で規定されていないものについては、過去の取扱いなども踏まえ、交付対象範囲を判断することが必要となる場合もあるため、交付対象範囲などに疑義が生じた場合には、都道府県及び環境省に前広に相談すること。

(2)事業費を合理的説明が可能な方法により按分していない

- 2つの施設で共用する設備等が一方の施設では交付対象外である場合、当該設備の整備費用全額を交付対象と整理することは原則として認められない。
- このような事例では、交付対象と対象外とを明確に区分することが難しい場合が多いと考えられるが、このような場合には、合理的な説明が可能な方法(例: 2つの施設の床面積の比率など)により事業費を按分し、交付対象経費を算出することが必要となる。

①交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定

(1)取扱要領で規定していない経費を算入

▶事例①(令和5年度決算検査報告)

<u>エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する事業</u>における交付対象事業費の算定に当たり、 <u>交付の対象とならない緑地帯、構内道路及び管理棟に係る土地造成に要した費用を交付対象事</u> <u>業費に含めて算定</u>されたことで過大交付となり不当と認められる。

<u>最終処分場を整備する事業</u>における交付対象事業費の算定に当たり、<u>交付の対象とならない</u> <u>構内道路、洗車設備等の整備に要した費用を交付対象事業費に含めて算定</u>されたことで過大交付となり不当と認められる。

>事例②(令和4年度決算検査報告)

<u>最終処分場を整備する事業</u>における交付対象事業費の算定に当たり、<u>交付の対象とならない</u> フェンス、門扉、構内道路等の整備に要した費用を交付対象事業費に含めて算定されたことで過 大交付となり不当と認められる。

>事例③(令和2年度決算検査報告)

<u>最終処分場等を整備する事業</u>における交付対象事業費の算定に当たり、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず<u>交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めて算定</u>されたことで過大交付となり不当と認められる。

①交付対象外経費を含めて交付金等の額を算定

(2)事業費を合理的説明が可能な方法により按分していない

▶事例(令和3年度決算検査報告)

有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備において交付の対象となる建築物は、発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備等の特定の設備のための建築物とされており、受入・貯留・供給設備(計量装置、洗浄ブロワ等)、搬出設備、排水処理設備等(以下、これらを合わせて「受入設備等」という。)のための建築物(基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)は、交付の対象とされていない。このため、交付対象となる建築物の算出に当たり建屋内に混在する交付対象内外の設備を建築物の床面積の割合から算出したが、この際、交付の対象となる特定の設備のための建築物の床面積に、誤って、交付の対象とならない受入設備等である計量装置等を設置するための建築物に係る床面積の一部を含めて算出されたことで過大交付となり不当と認められる。

②諸経費率の算定等の誤り

○諸経費率の算定を誤っていると指摘を受けた事例は、以下の通り、大きく2つに分類できる。

(1)間接工事費に用いる率の誤り

- 取扱要領で経費率を明記しているものは、当該率を用いて交付対象額を算出する必要がある。なお、「共通仮設費の営繕損料と労務者輸送費」、「現場管理費」及び「一般管理費」は、所定の率を用いて算出した額の範囲内とする(取扱要領「別表1 I 算定基準」)こととなっており、算定した交付対象事業費がその額の範囲内になっているかを確認することが必要。
- 上記以外の共通仮設費は、率ではなく「積上げ」により交付対象事業費を算出することが可能だが、積上げに用いた単価の合理性が説明できること(例えば、国土交通省や都道府県が定める土木工事標準積算基準等を参考にした等)が必要。
- なお、工事等の発注に際して設定する予定価格は、国土交通省や都道府県が定める土木工事標準積算基準等を用いて算定しているものと承知しているが、交付金等の交付対象事業費の算定に際しては、上述のとおり取扱要領で定めた率により算定を行う必要があることに留意いただきたい。

②諸経費率の算定等の誤り

(2)特殊製品費がある場合の現場管理費の算定誤り

- ■特殊製品とは、現場加工されるものを除き、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入(特注を含む。)の上、完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいいます。
- 工事に際し特殊製品を使用する場合における現場管理費の算定においては、 当該特殊製品費の2分の1に相当する額を算定の基礎となる純工事費から減額することを取扱要領で規定しているが、この減額が行われていない事例が 多数見受けられる。
- ■特殊製品の具体例を取扱要領「別表1 付表及びⅢ(3)」で列挙しているが、列挙していない製品についても、取扱要領で示す特殊製品の性質(定義)を踏まえ、個別に判断が必要であるが、判断が難しいものなどについては、あらかじめ、都道府県や環境省に確認いただきたい。

②諸経費率の算定等の誤り

> 事例①(令和5年度決算検査報告)

コンクリート製のU型側溝等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(特殊製品費)が直接工事費に含まれていたが、<u>現場管理費について、純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率よりも高い率である予定価格の積算の際に適用した率を用いるなどにより算出</u>されたことで過大交付となり不当と認められる。

- ▶ 事例②(令和4年度決算検査報告) 同上。
- ▶ 事例②(令和3年度決算検査報告) 同上。

▶ 事例③(令和2年度決算検査報告)

合成樹脂製品等のように、工場において生産されて完成された製品として設置することにより効用を発揮するものの調達額(特殊製品費)が直接工事費に含まれていたが、<u>現場管理費について、純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出</u>されたことで過大交付となり不当と認められる。

③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかった

- ■事業の実施に伴い鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、交付対象事業費から当該売却収入を控除することが必要。
- ■「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル(環境省HP掲載)」における実績報告書別表の『控除額』の解説として、『交付対象経費のうち、控除すべき金額(事業実施に伴う寄付金、施設解体による売却益等の収入など)があれば記入すること。』などを明記しているので、実績報告などに当たっては、上記マニュアルを参考に対応いただきたい。

> 事例(令和4年度決算検査報告)

「循環型社会形成推進交付金の実績報告及び額の確定マニュアル」において、事業の実施に伴い鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、事業費から当該売却収入を控除して交付対象事業費を算定することとされているところ、交付金事業として実施した既設設備の解体において発生した鉄くずの売却収入が含まれていたのに、これを事業費から控除しておらず過大交付となり不当と認められる。

その他の指摘事項

■ 前頁までに紹介した、近年の決算検査報告において循環型社会形成推進交付金等に係る不当事項とされた主な内容のほか、「工事の設計が適切でなかったもの」として、以下の指摘を受けている。また、都道府県に対する会計検査院実地検査において同種の指摘が増えていると認識しており、各種基準等へ適合し、施設の稼働における安全対策等を満たす適正な設計・施工の確保に向け、十分にご留意いただきたい。

> 事例(令和5年度決算検査報告)

プラント設備等の落雷対策に係る構造基準について、雷電流が避雷導線を流れる際に、近接する金属体との間で、せん絡するなどのおそれがあることから、避雷導線からの距離が1.5m以内にある金属体は、接地することなどとされているが、請負人から提出を受けたプラント設備等の実施設計図面においては、本件施設の避雷導線としていた4本の鉄骨の柱のうち2本からそれぞれ1.5m以内の距離にプラント設備の架台、歩廊等を配置することにしているのに、金属体接地構造とすることが示されておらず、この金属体接地構造とすることが示されていないプラント設備等の実施設計図面によりプラント設備等を施工しており、プラント設備の架台、歩廊等は落雷対策に係る設計が適切でなかったため、落雷時にコンクリート基礎が損傷等することにより所要の安全度が確保されず、本件施設の稼働に支障が生ずるおそれがある状態となっており、不当と認められる。